

令和元年度第3回定例  
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

## 令和元年度第3回定例松本市教育委員会会議録

令和元年度第3回定例松本市教育委員会が令和元年6月27日午後3時00分教育委員室に招集された。

---

令和元年6月27日（木）

---

### 議 事 日 程

令和元年6月27日午後3時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

#### [議案]

第1号 松本市新科学館整備庁内調整会議設置要綱の制定について

第2号 長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

#### [報告]

第1号 令和元年松本市議会6月定例会の結果について

第2号 松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱等について

第3号 松本市新科学館建設検討委員会委員の委嘱について

第4号 松本市立小学校及び中学校における使用教科用図書採択について

第5号 スポーツ庁公募企画「2019年度運動部活動改革プラン」の採択について

第6号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第7号 平成30年度松本市出前講座の実績について

第8号 中央図書館の開館時間の延長について

第9号 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果について

#### [周知]

1 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

2 若者カフェの設置について

- 3 子ども参観日の実施及び協力について
- 4 松本市東部公民館の臨時休館について
- 5 松本市南部図書館の臨時休館について
- 6 第38回国宝松本城「薪能」の開催について
- 7 不思議の国のアリス展の開催について
- 8 松本市立博物館分館の企画展開催について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	赤 羽 郁 夫
教育長職務代理者	市 川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	山 田 幸 江
〃	橋 本 要 人

〔出席職員〕

教 育 部 長	山 内 亮
こ ど も 部 長	村 山 修
教 育 政 策 課 長	小 林 伸 一
教育文化センター所長	加 藤 政 彦
学 校 教 育 課 長	逸 見 和 行
学 校 指 導 課 長	高 野 毅
学 校 給 食 課 長	清 澤 秀 幸
生涯学習課長 兼 中央公民館長 生涯学習課 施設整備担当課長	栗 田 正 和
中 央 図 書 館 長	丸 山 丈 晴
文 化 財 課 長	瀧 澤 裕 子
松本城管理事務所長	田多井 用 章 (課長代理)
松本城管理事務所 城郭整備担当課長	手 島 学
美 術 館 副 館 長	原 文 彦
博 物 館 長	小 口 一 夫
子どもの権利相談室長	木 下 守
	塚 原 文 子

〔事務局〕

教育政策課 教育政策担当係長	三 村 恵 美
-------------------	---------

《開会宣言》 午後3時00分

赤羽教育長は令和元年度第3回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 いよいよ梅雨の時期となって、今年は本当に梅雨らしい梅雨を迎えているかなと思います。しかし、今年は天候がとても不順だと思っていまして、特に4月の下旬、5月の初めに霜があり、その影響というの、いくつか私も感じています。例えば私の家の周りでは梅の実が不作だと言う人が何人かいて、近所では例年130キロも梅を採って漬けているという方がいて、今年は10キロしか採れなかったと言って嘆いています。また、5月以降、特に6月になっても気温が上がらないので作物も生育が遅れているなども感じられます。

私は花の苗を何十年と作ってまして、地域の花壇ですとか、近くの学校に届けていますが、今年は気温が上がらず、5月に入ってから種まきをしましたので、例年より苗の成長が遅れています。10種類くらいの花を1,500ポット位作っていて、水やりが一番大変ですが、特に感じるのは、自然の雨には絶対に敵わないなということです。雨の度にぐんと大きくなることを実感しますが、生命を維持するだけの水と成長させるための水というのは、違うのではないかなということを感じる事がよくあります。私たち教育委員会や子どもたちに関わる行政の役割は、自然の雨のように生命の維持と成長に同時にしつとりと、それから静かに降り注ぎ続ける、そういう役割なのかなと思います。そういうことをする中で、時には大雨であっても、時には日照りであっても、たくましく生き抜いていく力を子どもたちに付けていってあげる、そういうことかなということを感じることがあります。

それでは、3分間スピーチは、栗田生涯学習課長兼中央公民館長です。

生涯学習課長兼中央公民館長 「二宮金次郎に学ぶ」3分間スピーチ

教育長 ありがとうございます。

それでは、次回は清澤学校給食課長ですので、よろしくお願いいたします。

《会議録の署名》

教育長 平成30年度第12回定例教育委員会、平成31年度第1回の定例教育委員会会議録についてはよろしいでしょうか。

全教育委員 結構です。

《署名員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は、市川委員、福島委員ですので、よろしくお願いたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件は、議案が2件、報告事項9件、周知事項が8件です。

＜議案第1号＞ 松本市新科学館整備庁内調整会議設置要綱の制定について

教育文化センター所長 議案第1号「松本市新科学館整備庁内調整会議設置要綱の制定について」説明

教育長 ご質問、ご意見ございますか。特にご発言が無いようですので、議案第1号については承認することとします。

＜議案第2号＞ 長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

学校指導課長 議案第2号「長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて」説明

教育長 ご質問等ございますか。橋本委員。

橋本委員 質問が2点あります。まず1点は、了解事項と覚書という2つに分かれています。差異がよく分かりません。2点目は、毎年取り交わしているということですが、1年前と比べてどこが変わったのかご説明ください。

学校指導課長 了解事項は了解事項でございます。覚書につきましては、これを取り交わすということになりますので、欠けている部分はありますが、これに印を押してお互いで取り交わすものになります。

教育長 覚書は文書としてきちんと両者が印を押して取り交わす覚書、(1)がその前提となる了解をして、それで覚書を取り交わすということでもいいですか。

学校指導課長 はい。

橋本委員 教育委員会への提出は覚書だけでいいのではないですか。

教育長 取り交わすものは覚書ですが、了解事項もそういう前提の基に覚書を取り交わすということで、教育委員会には両方をお示しして了承をいただくとい

うことです。

学校指導課長 それから変更点ですが、当然、年度が変わっておりますので、2のところは令和2年度教職員人事異動の基本方針ということで、令和2年度に変わっております。その他のところでは、変わっているところはありません。

橋本委員 期限が1年になっているのは、何か意味がありますか。

学校指導課長 人事異動ですので、その年度によって基本方針が変わる場合がございますので、年度毎になっております。

教育長 制度等も変わりますので、例えば了解事項のところは副校長というところがありますが、以前は副校長というものがありませんでしたが、副校長という制度が入り、長野県でも実際には義務教育学校では副校長というのが任命されているので、ここが入ってきたり等ということがあります。

福島委員 これまでも毎年教育委員会でやっていたか。

教育長 毎年やっています。

福島委員 変わらなくても毎年出していくということですね。

教育長 そうです。来年度に向けての今年度末人事は、この了解事項を基にした覚書を基に進めていくということです。つまり、採用は県全体でやり、市町村立の学校の服務監督権は市町村教育委員会にあるという二重構造になっていますので、両方で了解事項を基にした覚書を交わしているということです。形式的と言えは形式的ですが、一応了解をいただいているということです。

他にはよろしいでしょうか。それでは、議案第2号については承認することとします。

<報告第1号> 令和元年松本市議会6月定例会の結果について

教育政策課長 報告第1号「令和元年松本市議会6月定例会の結果について」説明

教育長 ご質問等ございますか。特にご発言が無いようですので、報告第1号については承認することとします。

<報告第2号> 松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱等について

教育文化センター所長 報告第2号「松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱等について」説明

教育長           それでは、特にご発言が無いようですので、報告第1号については承認することとします。

<報告第3号> 松本市新科学館建設検討委員会委員の委嘱について

教育文化センター所長 報告第3号「松本市新科学館建設検討委員会委員の委嘱について」

説明

教育長           要綱も付けていただきました。ご質問等ございますか。橋本委員。

橋本委員        質問ですが、もしかするとこの要綱のどこかに書かれてあるかもしれませんが、人選を見ると天文分野に特化するということがある程度前提になっているように見受けられるので、その辺をお伺いしたいと思います。

教育文化センター所長 新科学館基本構想の中に宇宙と科学に特化したということがありますので、それに基づきまして選定をしているところですよ。

橋本委員        この要綱とは別ですね。

教育政策課長 要綱とは別になります。

橋本委員        分かりました。

教育長           他にございますか。それでは、報告第3号については承認することとします。

<報告第4号> 松本市立小学校及び中学校における使用教科用図書の採択について

学校教育課長 報告第4号「松本市立小学校及び中学校における使用教科用図書の採択について」説明

教育長           ご質問等ございましたら。それでは、よろしいでしょうか。報告第4号については承認することとします。

<報告第5号> スポーツ庁公募企画「2019年度運動部活動改革プラン」の採択について

学校指導課長 報告第5号「スポーツ庁公募企画「2019年度運動部活動改革プラン」の採択について」説明

教育長           ご質問等ございましたらお願いします。橋本委員。

橋本委員        最下位での通過ですが、国の採点基準は公開されていますか。とにかく30点を超えて通ればいいということではなくて、国の基準から見てもう少し工夫すれば点数が高かったということであれば、今後の具体的な内容を決めるうえ

で、評価点からの反省点が見えてくるのではないですか。

学校指導課長 その点については、特に示されておりません。

教育長 一方的に国で審査をして、全国で11が採択になっています。新たに採択になったり不採択になったりしたところがあるかどうかは分かりませんが、昨年度も11でした。

橋本委員 他のものと比べて何の評価が悪いのかということとは分からないわけですね。

教育長 こちらには分かりません。一律に同じような取組みをしていけば分かりますが、おそらくいろいろな取組みをしていると思いますし、地域スポーツクラブなど教育委員会以外でもやっているところがあると思います。

橋本委員 そうすると、予算をもらえたから自分たちで考えたことを粛々と進めていくということですか。

教育長 そのとおりです。

福島委員 確認ですが、この企画に対する経費は全額国から出ますか。

学校指導課長 そうです。

福島委員 昨年も今年もあり、これはいつまで続きますか。

学校指導課長 今年は去年とは違う研究内容で、単年度毎です。

福島委員 改革プランが終わった後に、23ページの3の事業概要の(3)内容、ア、イ、ウと具体的な取組みがありますが、この事業がいいものであれば、松本市が100%負担しても展開していくという方向性でやっておられると考えていいのでしょうか。

学校指導課長 経費のかかることですので、研究結果によって左右されてくるとは思いますが、研究したことですので、この仕組みをできるだけ具体化できればいいなどは考えております。

教育長 例えばウの派遣ですが、今まで考えていたのは、体育協会などがコーディネートをしてアスリートを派遣するような仕組みができないかということです。それは、去年から国で部活動指導員という制度を作りましたが、全県的に部活動指導員のなり手がいないので、制度があってもなかなか広がらないというのが現状で、松本は違うモデルを作れたらということで、これに応募しました。それとともに、働き方改革も含めて、例えばサッカーでも経験が全くない顧問が指導するというようなこともあって、アに松本山雅カリキュラムとあります

が、初心者向けの指導者のカリキュラムを作ってもらって、それをやるとか、部活動をうまくやりたいという子たちも補完するようなことやいろいろな意味でこれに取り組んでいます。

福島委員 教育委員会としては、部活の指導に当たって、教員の負担を軽減するとか、生徒の多様なニーズを把握するという目的で、今回、調査・実践研究を行うということですが、結局全国で16しか応募がないということですよ。これをやるに当たっては学校現場も部活もそれなりの負担もあるわけですので、この結果や調査をしたことを先ほどの目的に合うようにどういう形で活かそうとしているのか具体的なビジョンが欲しいですが、そのあたりはどうでしょうか。

学校指導課長 教員負担軽減については結び付けなければならないところですので、その内容を出していきたいと考えております。

教育長 昨年度の部分については、調査報告書で方向性についても図にしたものなどがありますので、それがビジョンと言えればビジョンです。

山田委員 昨年もこのことは結構教育委員会で検討されたと思いますが、限られた中学校のサッカー指導が中心になっていいのかということが一つです。それと、お金をもらっている間はいいけれど、それが終わった後の具体的に見通しを持っているのか、続けていく見通しを持っていないと、実は学校現場は結構部活動指導員のことなどもすごく負担に感じている学校があるので、その辺もしっかり調査をして、学校の先生方にこの取組みが活かせるような具体的なものが欲しいなと思いました。

教育長 山田委員がおっしゃっているように、地域アスリートを派遣していく仕組みをどうやって作っていくかということです。部活動指導員は夕方2時間だけ、年210時間で、それも国の制度は3年が期限です。今そういう限られた中でやっているのに、松本市ではそれをもう少し広い範囲でできないかという取組みですが、そういう意味で国からも評価されていると思います。例えば11の調査研究結果というのは、スポーツ庁から全国にモデルのような形でこれから出てくるとは思いますが、スポーツ庁ではそれを一つの運動部活動の改革プランということで出していきたいということで、こういう調査研究が始まってきたということですね。

橋本委員 いろいろな目的が絡み合っていますが、順番を付けると、一番重要なのは、

個性のある子どもたちの中で将来アスリートになるような資質や気持ちがある子どもたちをうまく育てていけるようなカリキュラムが組まれればいいということですね。そして附随的に、学校の先生の働き方改革などにも資すればいいということですね。プロの選手と接することによって可能性のある人がより多く伸びていく、そういう教育の一環であれば他の競技にも今後広めていければそれに越したことはない。しかし、今回はあくまでもそれを試行するためのモデルケースで、この中で試行錯誤をしながら、どうすれば個性にあったより多くの人々を伸ばしてあげられるようなシステムを組めるのかということですね。順番として一番重要なのはどこなのかということをはっきりしとしておいたほうがいいと思います。

教育長           そこを試行錯誤しながら取り組んでいるというのが現状で、去年は採択が遅くなり、十分できずに終わってしまったので、今年からきちんと本格的に1年かけていくという状況が整ったと私は受けとめています。

市川委員           報告書の問題もありました。時間が無くてやむを得ないということで。

教育長           それでは、いろいろご意見をいただきましたので、その点も含めて、途中経過等も報告しながら進めていけたらと思っています。

それでは、報告第5号については承認することとします。

<報告第6号> 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

学校給食課長   報告第6号「松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」説明

教育長           ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第6号については承認することとします。

<報告第7号> 平成30年度松本市出前講座の実績について

生涯学習課長   報告第7号「平成30年度松本市出前講座の実績について」説明

教育長           それでは、ご質問等ございますか。

福島委員           毎年聞いていますが、幅広くいろいろなものを揃えるのはいいことだということで、松本市は146講座あるということですが、例えば146講座のうち、この3年若しくは5年間に1回も申込みが無いものはどれ位ありますか。

生涯学習課長   正確な資料を持ち合わせていなくて申し訳ないですが、3分の1程度申込み

の無い講座がございます。

福島委員 3分の2に関しては、毎年何らかの申込みがあると考えてよろしいですか。

生涯学習課長 昨年6つの講座については10回以上の申込みをいただいています。あとは一桁となっています。

福島委員 5年も申込みが無いものに関して、その講座を担当している課に対して時代に則した講座内容にするようにというようなアドバイスはされていますか。

生涯学習課長 今回146講座とご紹介しておりますが、廃止としたものが6講座ございます。こちらは申込みが無かったということで精査をして廃止をいたしました。また、新規に動画配信も含めて14講座を取り入れております。

福島委員 ありがとうございます。

教育長 見直し等はやっているということですね。

山田委員 質問ですが、動画学習1、2、3とありますが、これはどの位視聴されたかというのは分かりますか。

生涯学習課長 現在、確認についてはまだしておりません。ちょうど始めたところですので、確認ができるかどうか精査をしまして、報告できるようにしたいと思います。

教育長 よろしいですか。それでは、報告第7号については承認することとします。

#### <報告第8号> 中央図書館の開館時間の延長について

中央図書館長 報告第8号「中央図書館の開館時間の延長について」説明

教育長 よろしいでしょうか。それでは、報告第8号についても承認することとします。

#### <報告第9号> 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果について

こども部長 報告第9号「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果について」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございましたら。福島委員。

福島委員 48ページの5今後について(1)緊急に救済が必要な案件について個別に相談対応を行っているということですが、これは今回のアンケート結果から救済は進んだということで把握されたものですか。

子どもの権利相談室長 子どもの権利相談室の塚原と申します。アンケート結果は基本無記

名ということになっていきますので、個人を特定することは大変難しいという状況になっていきますが、擁護委員が判断する中で、これはすぐに対応する必要があるというものに関しましては、すぐに救済という活動を取りまして、一定の方向性で指導者の対応が変化しているということは確認されています。

福島委員 黄色い冊子の7ページに、各活動の主催者、指導者の皆さんに向けた権利擁護委員さんからの提言がありますが、これについては松本市にあるこういった学校外のスポーツ活動を行っている人たちに対して、こういう活動をしている、こういう結果が出ている、今後こういう風にしていって欲しいという働きかけはされる予定でしょうか。

子どもの権利相談室長 現在、擁護委員会議の中で、この報告をもって終わりではなく、実際の救済活動や提言にという形で擁護委員が検討をしている最中でございます。

福島委員 最後1点ですが、報告第9号の46ページからの「いやな思い」というのが、おそらく選択肢がはじめのアンケートなどで使われるものと同じものを使われていると思いますが、実際にこのアンケートの内容を見ると、指導者から「いやな思い」が無かったかどうかということですが、「いやな思い」というタイトルを見ると、スポーツクラブなどで友達同士でからかわれるとか無視されるかということが入っているのか分かりません。これしか見ないという場合もあると思うので、指導者から何か「いやな思い」をしたかどうかということが分かる表記にしていただけたらと思います。以上です。

教育長 橋本委員。

橋本委員 今回はこども部がこういう目的でやったということはよく分かりましたが、その附随的効果として私が非常に興味を持ったのは、小中学生の74%が何らかの活動をしていて、逆に言えば、26%はしていないということです。この事実関係は、今回のアンケートで初めて分かったことですか。

福島委員 各学校で全員に個人調査票のようなものが配られて、それに習い事は何ですかというような項目あるので、各学校は把握されていると思います。

教育長 学校経営概要というものを出示して、そこに調査項目に習い事などがありますので、そこでは一応把握はしています。

橋本委員 学校外の課外活動を何らかやるというのは、実は貧富の格差との問題を関連して、それをどのように教育現場の中で受けとめていくかという問題と直

結してくると思います。行っている人はいいですが、行けない人は逆に疎外感を感じたりする。もしかすると、学校が不十分だから課外活動に行かなければならないとすると、学校で課外活動をやらなくてもいいようなカリキュラムの改正とか何かが必要ないのかといったように、問題意識が広がっていきます。今日の論点ではないことは分かったうえで、私はむしろそちらに興味を持ちました。

教育長           そういう意味で、私もこれはこども部が子どもの権利という視点から調査をしていただいて、その報告を受けて、教育委員会として別の視点からこれを受けとめて、ぜひ活用していきたいと思っています。一応学校経営概要等でもやりますが、一律にこういう形でアンケートをしたことはありませんし、初めて見えてきたこともあるので、こども部子どもの権利相談室は子どもの権利という視点で活用し、教育委員会は子どもたちのトータルの生活ですとか、経験の貧富の差といった視点で活用したいと思います。

福島委員           関連して質問ですが、これは全く無記名でということでしたが、学校名も分からない状態でアンケートをするのですか。

子どもの権利相談室長   学校からの回収なので、学校名は分かります。

福島委員           そうしますと、学校でこういうものに行っている割合が高い学校と低い学校というのは割と濃淡が出たのか、割と満遍なくどこの学校も7割ぐらいが行っているということだったのか、もし分かれば教えてください。

子どもの権利相談室長   学校毎のデータは手持ちにはありませんが、データとしてはあります。ただ、学校毎の回収率も少し差異があるので、学校毎もそうですし、学年毎の割合も差異がありますので、それをすぐスポーツとか課外活動をしている割合とは言い切れないところもありますが、必要ならば学校毎のデータはあります。

教育長           慎重に扱わないといけないと思います。

市川委員           これは、ひきこもりからはじまって、学校がよく分かります。調べてもらえれば、ひきこもりとの関連も分かります。

橋本委員           こども部と教育委員会できちんと連携をとって、せっかくのデータを多方面で活用できるように、その分析を進めたほうがいいと思います。

教育長           6 ページの下のほうの（2）の2行目のところに「指導者の言動による権利

侵害を発見し、解決していく仕組みが必要です。」と書かれています。例えば部活動指導員は教育委員会で研修をやるので、体罰とか暴言とか交通安全とか子どもたちのプライバシーの問題とか、いろいろな研修をきちんとやりますが、こういう指導者の人たちの研修の仕組みがきちんとできているのか、ただ資格があるからやっているだけなのか、これからこういう調査をきっかけにして、そういうところも少しずつ調べて、明らかになったり、実施されていくといいなと思います。

先ほど橋本委員からもお話があったように、これはいろいろな面で使えるものなので、こども部と教育委員会がこれからもこれを共有しながらいろいろなことを進めていけたらと思っています。本当に大変だったと思いますが、「お疲れ様でした」で終わらないように、またお互いに頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第9号については承認することとします。

- <周知事項1> 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について
- <周知事項2> 若者カフェの設置について
- <周知事項3> 子ども参観日の実施及び協力について

橋本委員 子ども参観日は、市役所が単独で実施するということですか。それとも他の企業にも呼びかけをしていますか。

生涯学習課長 去年はキャリア教育推進協議会が他の企業にも呼びかけをして各企業で行っておりましたが、各企業で呼びかけられなくても実施してきておりますので、今回は呼びかけをせずに実施します。

橋本委員 実態は把握していますか。

生涯学習課長 去年は10社位です。

橋本委員 子どもが見ておもしろくて興味が湧くのは製造業ではないですか市役所を見てもおもしろくないですね。何をやっているか、説明を聞いても分からないですから。

市川委員 親の働いているところを見せたいというのが、この参観日の根本だと思えますが、市役所にこれだけの多くの課があり多くの人がいるのに少ないですよ。

市としてやるのだから、もっと来てもいいのではないかと思います。

教育長 核心は橋本委員の発言にあると思います。

<周知事項4> 松本市東部公民館の臨時休館について

橋本委員 空調の工事で3カ月もかかるのかということですが、東部公民館は災害があったときの避難場所になったりするところではないですか。

生涯学習課施設整備担当課長 公民館は避難場所になっています。3カ月という工事期間ですが、集中システムで室外機が1カ所建物の裏にあるということで、その室外機の搬出・搬入に手間がかかるということと、室内に部屋が5部屋あり、それが全て2階にあるということで、3カ月というのは最大でみておりますので、実際に業者が決まりまして工事が早く終われば、早く使用開始をしていきたいと思えます。

橋本委員 3カ月というのは最大だということは分かりましたが、危機管理の観点から工事の期間をいかに圧縮できるのかということをもう少し真剣に検討していただきたいという希望を申し上げます。

<周知事項5> 松本市南部図書館の臨時休館について

<周知事項6> 第38回国宝松本城「薪能」の開催について

<周知事項7> 不思議の国のアリス展の開催について

<周知事項8> 松本市立博物館分館の企画展開催について

福島委員 質問いいですか。周知事項2の若者カフェの設置についてですが、51ページ、2概要の(5)利用方法のウに「ひきこもりの若者同士で交流できる居場所づくり」とありますが、ひきこもりの方たちをこういう場所にどういう風に呼ぶのかということについては、具体的に考えはおありでしょうか。

生涯学習課長 フリースペース十色の皆さんとお話をしており、まず紹介をしております。

「よかったら来てください」ということでお声がけをしたり、各関係機関にも若者カフェを設置しますので、いろいろとお話ししたい方は来てくださいというような周知などを進めております。

福島委員 十色のところにつながっている若者が対象で、本来のひきこもりの人たちは対象外ということですか。

生涯学習課長 ひきこもりの方においでいただきたいスペースとして設置しましたが、まずはきっかけ作りとして、ひきこもりを経験した方に来ていただいて、「こんなところがあるよ」ということで、引っ張ってきてもらえるようなきっかけ作りとして、フリースペース十色の皆様にお話や紹介をしてやってみようかという形です。

福島委員 ひきこもり対策というのは本当に喫緊の課題だと思いますが、さらっと周知事項のウなどでさっと書いて本当に来るのかというか、力の入れ具合というか、何となくここにくっ付けておいたように見えます。先日、本当にひきこもりの問題で、地域の方ですごく対応に苦慮している方とお話をしましたが、実態がよく掴めず、地域にいて、数もかなり多いけれど、それを把握するといっても民生委員の方でも分からない部分があり、その方たちの意見をきちんと汲み上げたり、その方たちをどういう風に社会に迎え入れていくかということ、その方も非常に苦勞をされているそうです。それで、その方たちの支援はどこでやるのかといったときに、年を取っている人が結構いるということで、地域包括ケアでやってくださいという形になっているけれど、それはおかしいのではないかと。地域包括ケアも高齢者のことで手一杯で、30代や40代まで手が回らないというような現状がある中で、生涯学習課は、課としてすごく力を入れてやっていていただきたいなあと思っています。

山田委員 関連していいですか。私も福島委員と同じですが、このカフェはひきこもりではない方も自由に来られるという場所ですか。

生涯学習課長 そうですね。若者全般を対象としています。

山田委員 ひきこもりの人はそういうところへは余計に行かれないのではないのかなということが正直あります。なんなんひろばの談話喫茶室も想像してみると、人の出入りも結構ありますよね。仕切りを作るとか、スペースを衝立で囲むとか、そういう細かい工夫がされるのかも分かりませんが、福島委員がおっしゃったように、「こういう場所を作りましたので、来てください」というのでは、うまくいくような感じではないような気がします。本当にひきこもりの人たちを少しでも外へ出したいと思うのであれば、もう少し具体的に対応を考えない

と難しいかなと思います。せっかくやっても元気な青年だけが来て楽しく過ごすだけの場所になってしまうのではないかなと。生涯学習課の意図する方向にいかないのではないかなという気がします。

こども部長 ひきこもり対策が喫緊の課題であるということは先生方がおっしゃるとおりです。先ほどお話に出ましたフリースペース十色、市でやっている「はぐるッポ」という団体もありますが、対応をどうするのかということで、市としてしっかりした方向を見いださなければいけないと考えておまして、こども部と教育委員会、それから大人は健康づくり課で対応しますので、健康福祉部、この3部で話し合いを始めたところです。その中で、今回のカフェですが、これはひきこもり対応のある一つの手段で、今回試しにやってみるということで、全体をどうするのか、これから体系立てて考えていこうということで、話し合いをしているところでございます。

教育部長 国、県も対策をやっており、最近重大事件が起こり、ひきこもりということがさらにクローズアップされている中で、国、県のやっているすき間を市としてどうやって埋めていこうかということ、3部で連携して考えてやっているところです。その一つの方策として、教育委員会として元々若者カフェをやる中で、どうやってひきこもり対策として位置付けていこうかということ、試行錯誤でやっております。どうすればひきこもりの方に出てきてもらえるかということ、生涯学習課でも考えており、今回、試行的にやってみるということで、十色などをお願いをしたりしてやっているというのが現状でございます。委員さんのおっしゃるとおり喫緊の課題ということは十分認識をしておまして、今回は一つのテストケースということで、成果が出ましたらまたご報告させていただきます。

市川委員 経験から言うと、引きこもっている人には、本当に会って、話をしてみないと分からないです。市役所の人たちの中に、経験の場をもっと作ったほうがいいと思います。市役所として入り込むことは大変ですが、入らないと分からないと思います。

教育部長 ご意見としてお伺いして、今後参考にさせていただきます。

教育長 ひきこもりはこれからの大変な喫緊の課題だということは皆さんの共通認識です。少しでもまずできるところから踏み出していくということで、こういう

取組みが始まっています。紆余曲折、そんなにすぐうまくはいかないと思いますが、牧野先生は「すき間を埋めていく」ということをよくおっしゃるので、オーバーラップしながらいろいろな施策をやっていくということだと思います。これをやれば必ずうまくいくというものは、多分うまくいかなのではないかなと思うので、みんなですき間を埋め合っていくというような施策をどう作っていくかということが大事なかなと私は思っています。

それでは、周知事項については終わります。

以上で予定されていた案件は終わりますが、全体を通して何かありますでしょうか。それでは、事務局お願いします。

事務局 7月18日は教育委員研究会で、学校訪問となります。25日は定例教育委員会、3時30分からとなります。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、全体を通してよろしいでしょうか。以上で第3回の定例教育委員会を終了いたします。

#### 《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和元年度第3回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後4時50分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会議録署名委員

市川 莊一

---

福島 智子

---